

## 米琉コンパクトをめぐるペリー提督の琉球認識

山城 智史\*

### Commodore Perry's Perception of Ryukyu Regarding the U.S.-Ryukyu Compact

Tomofumi YAMASHIRO\*

#### 要 旨

本稿では、19世紀のアメリカにおける国際的な条約締結の視点から、1854年にマシュー・C・ペリー (Matthew Calbraith Perry) と琉球の間で調印された「米琉コンパクト」を取り上げ、当時のアメリカにおける対琉球認識とCompactの関係性を分析する。19世紀、アメリカは世界中の国や地域と条約 (TreatyやConvention) を締結し、国益を世界的に拡大する時期を迎えた。ペリーには日本開国の交渉と日本周辺における補給港や避難港の役割を果たす小さな諸島の調査が任務として与えられ、琉球もその対象となった。日本との交渉を終えたペリーは5度目となる琉球訪問の際に、琉球との条約調印を試みる。交渉の中で琉球側が最後まで固執したのは、ペリーが条約の前文に記載した琉球を主権国家 (independent nation) と認める表現の削除であった。結果として、ペリーは前文を削除し、TreatyやConventionではなく、当時のアメリカ外交では唯一無二のCompactという名称で調印することになった。琉球や薩摩、明治政府からみた「琉米修好条約」ではなく、アメリカ外交からみた「米琉コンパクト」の歴史を紐解くことで、琉球の歴史の新たな一面に光を当てることができると考える。

キーワード：琉球、Compact、条約、マシュー・C・ペリー、主権国家

#### Abstract

This paper focuses on the U.S.-Ryukyu Compact signed between Matthew C. Perry and the Ryukyu in 1854 from the perspective of international treaty-making in the United States in the 19th century, and analyzes the relationship between the U.S. perception of the Ryukyu Islands and the Compact. In the 19th century, the U.S. entered into treaties and conventions with countries and regions all over the world to expand its national interests globally. Perry was given the task of negotiating the opening of Japan to the outside world and surveying the small islands that would serve as ports of supply and refuge around Japan, including the Ryukyu Islands. After completing the negotiations with Japan, Perry attempted to sign a treaty with Ryukyu during his fifth visit to Ryukyu. During the negotiations, the Ryukyu side insisted on deleting the phrase "independent nation" that Perry had included in the preamble of the treaty, which recognized the Ryukyu Islands as a sovereign nation. As a result, Perry deleted the preamble and signed the treaty not as a treaty or a convention, but as a compact, a unique term in American diplomacy at the time. By unraveling the history of the U.S.-Ryukyu Compact from the perspective of U.S. diplomacy, rather than from the perspective of Ryukyu, Satsuma, and the Meiji government, we can shed light on a new aspect of Ryukyuan history.

**Keywords:** Ryukyu, Compact, Treaty or Convention, Matthew Calbraith Perry, independent nation

\* 名桜大学リベラルアーツ機構 〒905-8585 沖縄県名護市字為又1220-1 Department of Liberal Arts, Meio University, 1220-1 Biimata, Nago, Okinawa 905-8585 Japan

## 1. はじめに

本稿では、19世紀のアメリカにおける国際的な条約締結の視点から、1854年にマシュー・C・ペリー（Matthew Calbraith Perry）と琉球の間で調印された「米琉コンパクト」<sup>1</sup>を取り上げ、当時のアメリカにおける対琉球認識とCompactの関係性を分析する。

19世紀はアメリカにとって世界中の国や地域とTreatyやConventionを締結し、国益を拡大する最初の時期と言える。ペリーの日本遠征もそのような時代に行われ、日米和親条約の調印までの経緯についてもこれまで多くの研究成果が残されてきた。また、対日交渉だけではなく、ペリーの対琉球交渉に関する研究もある<sup>2</sup>。しかしながら、アメリカ側の視点、特に当時のアメリカにとってTreatyやConventionではなく、外国とCompactを締結した意義やその歴史的背景については、ほとんど注意が払われていない。先行研究では「琉米条約」「琉米修好条約」「琉米盟約」「琉米協約」等があり、Compactの邦訳も一致していない<sup>3</sup>。それが果たして日米和親条約と同じ機能を果たしたのか、あるいはCompactとTreatyにはどのような違いがあるのか等については、アメリカ側の史料を用いた検証はほとんど行われてこなかった<sup>4</sup>。

本稿では「琉米修好条約」を「米琉コンパクト」という原文に忠実に再現することで、アメリカにおける琉球認識の解明、ひいては国際的な視点からみた琉球の歴史の空白を埋めることができると考える。なお、本稿の出発点はこれまでの先行研究や翻訳においてCompactの邦訳が一致していないことや、Treaty（条約）と同様に扱っていることに疑問を持ったことである。翻訳による歴史の解釈を再検証することを目的としているため、アメリカ側の史料についてはなるべく原文を残すか、原文の単語を適宜本文に組み込んでいく形を取る。

本稿ではペリーの日本遠征に関して主に下記の三つの史料を利用する。

[1] *Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan, Performed in the Years 1852, 1853, and 1854, under the Command of Commodore M.C. Perry, United States Navy, by Order of the Government of the United States. Compiled from the original notes and Journals of Commodore Perry and His officers, At His Request, and under His Supervision, By Francis L. Hawks, D. D. L. L. D. with Numerous Illustrations. Published by Order of the Congress of the United States. Washington 1856<sup>5</sup>.*

[2] F. W. Williams, editor. *A Journal of the Perry Expedition to Japan (1853-1854) by S. Wells Williams, First Interpreter of the Expedition.* 1910<sup>6</sup>.

[3] *Message of the President of the United States, transmitting A report of the Secretary of the Navy, in compliance with a resolution of the Senate of December 6, 1854, calling for correspondence, &c., relative to the naval expedition to Japan. (Senate. 33d Congress, 2d Session. Ex. Doc. No.34), 1855<sup>7</sup>.*

これら三つの史料は役割や視点が異なっているため、本稿ではそれぞれの史料に記録されている案件を適宜突き合わせながら検証していく<sup>8</sup>。

## 2. ペリーの琉球に対する認識の形成

ペリーがミシシッピ号で出航した後、1852年11月5日、陸軍長官（兼国務長官代理）のコンラッド（Charles Magill Conrad）から海軍長官のケネディ（John Pendleton Kennedy）宛てた書簡には、ペリーの日本遠征に関する三つの目的について言及している<sup>9</sup>。

まず、天候の影響によって遭難したアメリカ人の船員の命や財産を保護するために、何らかの形で恒久的な取り決め（permanent arrangement）を行うこと。

次に、アメリカの船舶が、食料、水、燃料などの供給を受けるために、あるいは災害時には航海を継続できるようにするために、一つの港ではなく複数の港、周辺の島々の港への入港許可を取り付けること。特に主要な島（principal islands）の一つでなくても良いということに言及していることに注目しなければならない。その周辺にいくつかあると言われている小さな無人島（some small uninhabited one）での「石炭貯蔵庫の設置」という指示が、ペリーの琉球占領<sup>10</sup>という発想と無関係ではないからである。

最後が、販売や物々交換によって貨物を処理する目的で、1つまたは複数の港（one or more of their ports）に入港することの許可である。また、これら三つの目的を成し遂げることで、アメリカにとって地理的知識の蓄積だけではなく、通商関係の拡大にも繋がり、捕鯨船のための避難港や補給港を確保するための手段になることを強調している。つまり、ペリーの任務は日本及びその周辺諸島における「開港」であり、アメリカが世界に進出していくための艦船の拠点地を拡大することであった。またペリーの権限については下記の内容が記されている。

With this view he will be provided with powers authorizing him to negotiate treaties of amity and navigation with any and all established and independent sovereignties in those regions.

この文面によると、ペリーにはこれらの地域に存在するすべての独立した主権国家 (independent sovereignties) と修好及び航海に関する条約 (treaties of amity and navigation) の締結について交渉する権限が与えられたことがわかる。言い換えると、Treaty を締結する相手は independent sovereignties であり、独立主権を持たない従属国や地域と Treaty を結ぶことは推奨されていないことがわかる<sup>11</sup>。

ペリーには条約を締結すること、またそのために行われるさまざまな行動について多くの権利が与えられていたが、遠征中に調印した条約はアメリカ議会の承認を得なければならなかった。つまり、ペリーは日本との交渉を成功させる戦略を立てながら、一方では自身の成果になる日本との条約がアメリカ議会で承認を得るための戦略も考えなければならなかったのである<sup>12</sup>。アメリカを出発後、ペリーは本国への報告の中で日本という「未知の政府 (strange government)」に対して、「実務的な交渉 (practicable negotiation)」が成功することについて疑念を拭えない懸念している<sup>13</sup>。その予備的措置としてケネディに次のように提案した(1852年12月14日)。

まず、「1. 日本と交渉する前の補給港の必要性」である。ペリーはその予備的措置として、補給港としていくつかの港を確保する案を掲げた。同時に、日本政府が港の供給や開港に対して反対することを想定して、日本の南方 (the Islands south of Japan) にいくつかの場所を設けることの必要性を説き、その島々の住民に対しては親切かつ温厚に接し友好関係を構築することを提言した。

次に「2. Lew Chew [琉球]」について言及している。この部分については、原文をそのまま残す。

The islands called the Lew Chew group are said to be dependencies of Japan, as conquered by that power centuries ago, but their actual sovereignty is disputed by the government of China.

These islands come within the jurisdiction of the prince of Satsuma, the most powerful of the princes of the empire, and the same who caused the unarmed American ship Morrison, on a visit of mercy, to be decoyed into one of his ports and then fired upon from the batteries hastily erected.

(琉球群島とよばれる諸島は、数世紀前に日本の武力によって征服され、日本の属領であるといわれているが、その実際の主権については、中国政府が異議を唱えている。

この群島は、日本帝国の諸侯の中でも最も強力な薩摩侯の管轄下にある。同侯は、かつて慈悲心から来訪した非武装のアメリカ船、モリソン号を領地内のある港におびき寄せ、急遽構築した砲台から砲撃した人物である<sup>14</sup>。)

まず、ペリーはこの報告書において、琉球については日本に征服された属領、中国政府も関与していると報告している。その上で、琉球の主要な港を占拠することによって、アメリカとしては琉球を補給港や避難港として活用でき、琉球側にとっては文明に伴う悪徳がもたらされたとしても、“natives” の境遇が改善されることを挙げた。また、琉球の “natives” から歓迎されることで日本からも信頼を得られることも強調した（「3. 琉球を米国が占拠する正当性」）。とくに、琉球側のメリットについては、かつて自身のアフリカ沿岸やメキシコ湾における経験を引き合いに出し、“natives” から感謝と好意を受けたという「成功の経験」を当てはめ、自身の計画・行動が世界的にも批難されるものではないことを強調した（「4. かつての任務地（アフリカ沿岸ならびにメキシコ湾）での経験と正当化」）。また、英國を好敵手と想定し、太平洋の島々がまだ彼らの影響下にない (still left untouched by this unconscionable government) ことを理由に、琉球における開港を迅速に進めるべきであると進言した（「5. 英国との競争」）。このようにペリーは日本との交渉の前に、まずは琉球を足掛かりとして日本との交渉に臨むことを強調した。

このペリーの報告に対して、国務長官のエヴァレット (Edward Everett) は次のように返信している。

If you find that these cannot be obtained in the Japanese islands without resort to force, it will be necessary that you should seek them elsewhere. The President agrees with you in thinking that you are most likely to succeed in this object in the Lew-Chew islands. They are, from their position, well adapted to the purpose; and the friendly and peaceful character of the natives encourages the hope that your visit will be welcomed by them.<sup>15</sup>

つまり、もし武力に頼ることなしに日本列島内における避難港の確保が難しいのであれば、他の場所 (elsewhere) で探さなければならず、大統領はその場所として「the

Lew-Chew islands」が最もその可能性が高い場所とするペリーの考えに同意(agrees with you in thinking)していると回答した。琉球は地理的にも、また“natives”的友好的で平和的な性格からしても、ペリーは歓迎されるはずであるとした。

その際の注意事項として、友好的かつ慰撫的(friendly and conciliatory)な対応はペリーだけではなく船員全員にも求められること(enjoin the same conduct on all under your command)、公正な価格で対価を得ること(Take no supplies from them except by fair purchase, for a satisfactory consideration.)、船員が戦いを好まない島民に対して略奪や暴力に及ぶことを禁じること(Forbid, and at all hazards prevent, plunder and acts of violence on the part of your men toward these simple and unwarlike people, for such they are described to be.)、自己防衛以外には武力を行使してはならない(Make no use of force, except in the last resort for defence, if attacked, and self-preservation.)等が確認された。エヴァレットは、ペリーの進言を好意的に受け止め、大統領からのお墨付きを与えたのである。

ここで注目しておきたいことは、ペリーとエヴァレットにある共通認識として琉球の人々を“natives”と呼んでいることである。つまり、自分たちは文明をもたらす先駆的な開拓者であり、現地に住んでいる文明的に遅れた“natives”に光を与える役割を担っているという認識である。山里はこのようなペリーの認識について、「ペリーは、自らは『文明』を運ぶ者であり、『ネイティブ=来航される他者』はたとえ『文明』の害悪に晒されるようになろうとも、『文明』の救済を待望していると信じてやまない。そしてこのような世界観が、『マニフェスト・デスティニー』のイデオロギーが表象された『アメリカン・プログレス』の光と闇のメタファーの延長線上にあることは明らかであろう」と分析している<sup>16</sup>。こうして補給港や避難港の開拓及び開港は、“natives”である琉球に「文明」という光を与える行為として正当化されていくのである。

### 3. ペリーの琉球占領計画とindependent nation (独立国家) という障壁

『遠征記』によると、ペリーが最初に琉球を訪れたのは1853年5月26日である。その後、4回目の琉球訪問を前に、ペリーは琉球での既得権を継続していくことに意欲的な意見を進言し<sup>17</sup>（同年12月24日）、さらに約1ヶ月後の1854年1月25日、琉球占領計画について3度目の進言をした。

To this end it is my intention, should the

Japanese government refuse to negotiate, or to assign a port of resort for our merchant and whaling ships, to take under the surveillance of the American flag, upon the ground of reclamation for insults and injuries committed upon American citizens, this island of Great Lew-Chew, a dependency of the empire, to be held under such restraint, until the decision of my government shall be known, whether to avow or disavow my acts.<sup>18</sup>

1回目の進言にはなかった「星条旗のもとで監視下に置く(take under the surveillance of the American flag)」という過激な表現からは、ペリーの琉球占領計画は加速し、いよいよ現実味を帯びてきていることがわかる。しかし、この過激な進言は、大統領が代わったばかりの新政権の同意を得られなかつた。1854年5月30日、海軍長官のドбин(James Cochrane Dobbin)はペリーに次のように返信している<sup>19</sup>。

Your suggestion about holding one of the Lew-Chew islands “upon the ground of reclamation for insults and injuries committed upon American citizens” “should the Japanese government refuse to negotiate or to assign a port of resort for our merchant and whaling ships,” is more embarrassing. The subject has been laid before the President, who, while he appreciates highly the patriotic motive which prompts the suggestion, is disinclined, without the authority of Congress, to take and retain possession of an island in that distant country, particularly unless more urgent and potent reasons demanded it than now exist. If, in future, resistance should be offered and threatened, it would also be rather mortifying to surrender the island, if once seized, and rather inconvenient and expensive to maintain a force there to retain it. Indulging the hope that the contingency may not arise to occasion any resort to the expedient suggested, and that your skill, prudence, and good judgment may enable you to triumph over the ignorant obstinacy of the Japanese without violence, it is considered sounder policy not to seize the island as suggested in your despatch.

まず、ドбинはペリーの琉球占領の提案を「当惑(embarassing)」せざるを得ない行為であると言い、

たとえ占領に成功しても将来的に抵抗や脅しによって、いったん獲得した島を放棄することはより「屈辱的 (mortifying)」であり、さらにそのために軍隊を維持することは不便で高くつくことになる (inconvenient and expensive) として、「島の掌握 (seize the island)」などは避けた方が良いと真っ向から否定した。ただ、山里が指摘しているように『遠征記』では、ドビンとのやり取りには触れられておらず<sup>20</sup>、ペリーが“embarrassing”をどのように受け止め、琉球との交渉にどのように反映させたかについてはわからない。当時の郵送事情を考慮すると、同年7月の琉球との交渉後に受け取った可能性も十分にある。ただし、その後の日本及び琉球との交渉を見ると、ペリーの構想の中には、①日本に琉球の開港を認めさせる、②琉球を独立した主権国家 (independent sovereignties) として扱い、独自に条約 (treaty) を調印する、この二つの選択肢があったことがわかる。

ドビンからの返信が届くよりも前に、ペリーは同年3月17日、条約館で林復斎らの委員と話し合いの場を設けた。特に、琉球の開港に関しては次のようなやり取りが行われた<sup>21</sup>。

#### 【日本】

Lew Chew is a very distant country, and the opening of its harbor cannot be discussed by us. (琉球はきわめて遠隔の国であり、同地の開港についてここで討議することはできない。)

#### 【ペリー】

As there can be no good reason why the Americans should not communicate freely with Lew Chew, this point is insisted on. (アメリカ人が琉球と自由に交通してはならないとの理由が判然としないので、この点については固執する。)

このように、日本側は琉球の開港については、琉球が遠く離れた場所にあることを理由に明確な回答を避けた<sup>22</sup>。この時点で、ペリーにとっては日本に琉球の開港を認めさせるという選択肢はなくなり、琉球を主権国家として扱い、日本とは関係なく独自でTreatyを結ぶことに切り替えることになる。日米和親条約が調印された後、ペリーは琉球へ戻り、旗艦付副官のベントと通訳のウィリアムズに琉球の代表と条約調印について交渉を進めさせた。『遠征記』には次のような記録が残っている。

七月八日、二人は指定どおり陸上で摂政と会見し、素案を示して協約案について話し合った。その前文には、琉球を独立国として認めていた (The preamble to this recognized Lew Chew as an

independent nation.)。この認定に摂政は反対し、琉球は中国に服従する義務を負っているため、このような不遜なことをすれば、中国との間に紛争が起きかねないと述べた (To this recognition the regent objected, saying that such an assumption on their parts would get them into trouble with China, to which country they owed allegiance)。協約の諸条項については喜んで同意し、また忠実にそれを履行し、ためらうことなくこの協約書に調印もするが、あからさまに完全な独立を求めるような主張やそぶりは避けた方がよいだろうということだった (but that it had better not bear on its face the assertion or appearance of their claiming absolute independence.)<sup>23</sup>。

ここでは琉球が中国との関係を理由に、主権国家同士としての条約調印を拒んでいたことがわかる<sup>24</sup>。特にペリーが用意した条約の前文に琉球を “independent nation” と認める表現があったのは、先述したように本国からの「独立した主権国家とTreatyを締結するための交渉」という指令と深く関わっている。しかし、その独立した主権国家という認定について琉球側からは、中国に対してこのような “assumption” (不遜な) 行為に繋がるような表現は避けた方が良いと提言された。日本からは琉球開港に関しては回答を先延ばしにされ、琉球からは中国を盾にして “independent nation” の認定に反対され、ペリーにとって琉球の開港がいよいよ難しくなってきたのである。

先述したように、ペリーはアメリカの全権大使ではなかったため、この遠征で調印した条約については、帰国後に議会の承認を得て、双方で批准・批准書の交換が行われるという一連のプロセスを経る必要があった。仮に、議会でペリーがアジア地域の主権国家ではない “natives” とTreatyを調印したことが問題視されてしまっては、ペリーの琉球での成果も水泡に帰してしまう。そのため、ペリーは条約文の中で琉球を independent nation と認める必要があったが、琉球側は日本ではなく「中国」との関係を理由にそれを拒んできた。琉球側が日本との関係を主張していたら、ペリーは日本側の「遠隔の地」発言を理由に押し切っていた可能性は十分に考えられる。しかし、琉球側は「中国」との関係を主張し、ペリー自身もアジア滞在でこれ以上の時間と労力を掛けるわけにもいかず、条約文の中から琉球を主権国家と認める箇所を削除しなければならなかつた。そこで、文面上の約束を形式的に取り付けるために出てきた苦肉の策が “Compact” であったと考えられる。こうして1854年7月11日、最終的にペリーと琉球側の代表の間で「米琉コンパクト」が調印された<sup>25</sup>。

#### 4. 米国における条約の中のCompact

一般的に、当時のアメリカが締結した条約は前文から始まり、この条約の趣旨・経緯・目的・意義・対象等が明記されている。例えば、「米琉コンパクト」の調印以前にアジア地域でアメリカが締結したシャム、中国、日本との条約前文には次のような内容が明文化されている。

##### 【日本】<sup>26</sup>

THE UNITED STATES of America and the Empire of Japan, desiring to establish firm, lasting, and sincere friendship between the two nations, have resolved to fix, in a manner clear and positive, by means of a treaty or general convention of peace and amity, the rules which shall in future be mutually observed in the intercourse of their respective countries; …… (以下省略)

【シャム】<sup>27</sup> (“Treaty of Amity and Commerce between His Majesty The Magnificent King of Siam and the United States of America”)

His Majesty the Sovereign and Magnificent King in the City of Sia-Yut hia has appointed the Chau-Phaya Phra-klang, one of the first Ministers of State, to treat with Edmund Roberts, Minister of the United States of America, who has been sent by the Government thereof, on its behalf, to form a treaty of sincere friendship and entire good faith between the two nations. … (以下省略)

【中国】<sup>28</sup> (“Treaty of Peace, Amity, and Commerce, between the United States of America and the Chinese Empire”)

THE United States of America and the Ta Tsing Empire, desiring to establish firm, lasting and sincere friendship between the two Nations… (以下省略)

当時、アメリカがアジア地域で締結した条約にはすべて前文が記載されており、その中には双方がnationであることが明記されている。つまり、双方が独立した主権国家であることではじめてTreatyやConventionを締結することができたのである。このことはアメリカが19世紀に締結した条約に範囲を拡げてみるとよくわかる。

19世紀、アメリカは約90の国や地域と条約を締結しており、そのほとんどがTreaty(約140件)かConvention(約220件)である<sup>29</sup>。他には、条約改正に伴いAgreement(約65件)、Protocol(約70件)等が締結されている。このように数多の条約が締結されている中で、Compactという名称は琉球との1件のみである。19世紀におけるアメリカ外交100年間でCompactとして扱ったのは、ペリーが調印した琉球の1件しかない。さらに、前文がないか、批准書の交換がなされていないか、あるいは「米琉コンパクト」のようにどちらもない契約は下記の通りである。

- [1] Mecklenburg-Schwerin (Treaty; 批准書の交換なし、現在のドイツ)<sup>30</sup>
- [2] Oldenburg (Declaration; 前文なし、現在のドイツ)
- [3] Mecklenburg-Strelitz (Declaration; 前文なし、批准書の交換なし、現在のドイツ)
- [4] Bremen (Declaration; 前文なし、批准書の交換なし、現在のドイツ)
- [5] Schaumburg-Lippe (Declaration; 前文なし、批准書の交換なし、現在のドイツ)
- [6] Samoan Islands (Commerce; ドイツとアメリカが領有)
- [7] Lew Chew (Compact; 前文なし、批准書の交換なし、日本に併合)

ここからわることは、19世紀におけるアメリカ外交では、Treaty, Convention, Agreement, Protocolという名称が基本的に使用されており、Declaration(宣言)は少数でながら存在するが、これらの地域は時間を経て大国に編入されているということである。ましてや、ペリーが琉球との契約で使用したのはCompactであり、19世紀においては唯一無二の名称であった。

琉球をindependent nationと認めていた前文について(The preamble to this recognized Lew Chew as an independent nation.)<sup>31</sup>、琉球側がそのような表現を削除するように交渉したことを発端とし、ペリーはアメリカの国内事情や中国との関係を考慮せざる得ない状況に陥り、結果としてCompactという名称で調印することになったと考えられる。その後、アメリカと琉球の間で批准書が交換されることもなく「米琉コンパクト」は歴史の底流に放置され、それから18年後の明治政府による琉球併合の際にも、アメリカは琉球との「条約締結国」の一つとして異議を申し立てることはなかったのである。言い換えると、仮にペリーが提案したindependent nationと認定している前文を琉球側が受け入れていたら、CompactではなくTreatyとして締結され、明治政

府に対してアメリカ側から琉球併合に異議申し立てがあり、琉球併合が国際的な問題として扱われた可能性も十分に想定された<sup>32</sup>。

次に、条約文の形式と内容に目を向けると、そこにも「米琉コンパクト」の独自性が確認できる。例えば、「米琉コンパクト」には前文がないことや、条項形式（第一条、第二条…）ではなく、より簡単な「箇条書き」（漢文）と「段落」（英文）で綴られていることが挙げられる。ペリーが琉球と調印した契約は条約（Treaty）の形式を取り、一種の約束事を明文化し、より簡易的な形で調印されたと言うことができる<sup>33</sup>。さらに、シャム・中国・日本との差異がもっとも顕著にあらわれているのが第一条である。

日本<sup>34</sup>: 1854年3月31日調印、1855年2月21日批准書交換  
[Article I.] There shall be a perfect, permanent, and universal peace, and a sincere and cordial amity between the United States of America, on the one part, and the Empire of Japan on the other part; and between their people respectively, without exception of persons or places. (日本と合衆国とは其人民永世不朽の和親を取結ひ、場所人柄の差別無之候事)

シャム<sup>35</sup>: 1833年3月20日調印、1836年4月14日批准書交換

[Article I.] There shall be a perpetual peace between the United States of America and the Magnificent King of Siam. (暹羅與雅彌理嘉合省両國永交和睦無息)

中国<sup>36</sup>: 1844年7月3日調印、1845年12月31日批准書交換  
[Article I.] There shall be a perfect, permanent, universal peace, and a sincere and cordial amity, between the United States of America on the one part, and the Ta Tsing Empire on the other part, and between their people respectively, without exception of persons or places. (嗣後大清與大合衆国及両国民人無論在何地方均應互相友愛真誠和好共保萬萬年太平無事)

「米琉コンパクト」: 1854年7月11日調印、批准書交換の記録なし

Hereafter, whenever citizens of the United States come to Lew Chew, they shall be treated with great courtesy and friendship. (此後合衆国人到琉球須要以礼厚待和睦相交)

琉球以外の条約文第一には、両国双方が友誼和睦を重んじるという内容が明記されている。一方、「米琉コンパクト」にはアメリカ人が琉球に到達した際に、琉球が礼を以て友好的に厚くもてなすべき（shall, 須要）と書かれている。つまり、琉球はアメリカ人に対して、一方的に友好的に接する義務を負うことになっている。条約文における主体と客体が力関係を表す典型的な例と言える<sup>37</sup>。また、日米和親条約には批准の期限に関する取り決めが第12条に「十八ヶ月」とあるが、「米琉コンパクト」にはない。特に国家間の利益に関わるようなこと（関税自主権及び領事館の設置等）も記載されていない。「米琉コンパクト」の4ヶ月前に調印された日米和親条約と比較すると、明らかにその性質が異なることがわかる。興味深いことに、「米琉コンパクト」は批准書交換に関する記録は残っていないが、アメリカでは日米和親条約の批准から遅れること7ヶ月、議会の承認を経て批准されている。

批准書には、主に次の4点が確認されている。

- ① a Compact between the United States of America and the Royal Government of Lew Chew was entered into at Napa, on the eleventh day of July, one thousand eight hundred and fifty-four (Compactは1854年7月11日那覇にて調印された)
- ② the original of which Compact, being in the English and Chinese languages (原文には英語と中国語を使用した)
- ③ And whereas the Senate of the United States, by their Resolution of the third instant, two-thirds of the Senators then present concurring, did advise and consent to the ratification of the said Compact (出席上院議員の3分の2の賛成を得て批准に対する助言と同意を与えた)
- ④ And whereas the said Compact has been duly ratified on both parts(双方において批准された)<sup>38</sup>

当時、アメリカが締結した条約の批准書には一般的に“has been duly ratified on both parts”の文言が入る。つまり、「両国において批准された」という証明である。しかしながら、管見の限り琉球側で「米琉コンパクト」が批准された史料はなく、あるいは批准されたという情報がいつどのようにアメリカに共有されたのかも不明である。仮に、琉球側で批准されていないにもかかわらず、アメリカ側で一方的に「両国において批准された」と公言されたのなら、アメリカ側の批准書には重大な瑕疵があり、批准書そのものが無効になる可能性がある。いずれにしても、アメリカ側の史料に批准書の交換が記録されていないことからも、ペリーにとってもアメリカにあっても、西欧的な国家観・国民観では琉球が独

立した主権国家なのか、あるいは日本に従属しているのか、あるいは中国に従属しているのか、最後まで判断を下すことができずにCompactが採用されたと考えられる。ペリーのこのような煩悶は次の報告書からも見てとれる。1854年7月11日に「米琉コンパクト」を調印した後、ペリーは同年7月18日に「琉球はある意味においては独立した主権を持っているようです。日本にも中国に対してもわずかに忠誠を誓っていて、後者[中国]との関係を好んでいるようです」(Lew-Chew, it appears, is in a measure an independent sovereignty, holding only slight allegiance either to Japan or China, but preferring rather its relationship to the latter empire)<sup>39</sup>と報告している。日本側からは「琉球は遠方に位置するから、今すぐには結論を出せない」と琉球の開港については回答を曖昧にされ、琉球側からは「琉球は中国の藩国であるから独立国として他国と条約を締結するわけにはいかない」と回答を受けたペリーは、最後まで琉球が主権国家であるかについては確証を持つことが出来なかつたのである<sup>40</sup>。

では、Compactという名称はアメリカではいつ・どのように使用されてきたのであろうか。「米琉コンパクト」で初めて使用されたのであろうか。たとえば、アメリカ合衆国憲法には次のような条項がある。

[1] No State Shall enter into any Treaty, Alliance, or Confederation; grant Letters of Marque and Reprisal; coin Money, emit Bills of Credit; make any Thing but gold and silver Coin a Tender in Payment of Debts; pass any Bill of Attainder, ex post facto Law or Law impairing the Obligation of Contracts, or grant any Title of Nobility.

【邦訳】<sup>41</sup>州は、条約を締結し、同盟を結び、もしくは、連合を結成し、(外国船)捕獲免許状を授与し、貨幣を鑄造し、信用証券を発行し、金、または、銀貨以外のものを債務支払いの弁済手段とし、権利剥奪法、遡及処罰法、および、契約上の債務を損うような法律を制定し、または、貴族の称号を授与してはならない。

[3] No State shall, without the Consent of Congress, lay any Duty of Tonnage, keep Troops, or Ships of War in time of Peace, enter into any Agreement or Compact with another State, or with a foreign Power, or engage in War, unless actually invaded or in such imminent danger as will not admit of delay.

【邦訳】州は、連邦議会の同意なしに、噸税を賦

課し、平時において軍隊、または、軍艦を保有し、他州、あるいは、外国と協約、または、協定を締結してはならないし、また現に侵略され、または、猶予し難い急迫の危険にない限り、戦争行為をしてはならない。

上記の条項は合衆国憲法の第1条第10節第1項と第3項に明記されているState(州)に関する規定で、州同士あるいは州と外国間の関係について記されている。第1項では、State(州)がTreaty(条約)を締結したり、Alliance(同盟)を結んだり、Confederation(連合)を結成してはならないとある。つまり、州はいかなる場合もTreatyを締結することができない。

一方、第3項では、State(州)はCongress(議会)の同意なしには、another State(他の州)、あるいはa foreign Power(外国)とAgreementやCompactを締結してはならないとある。合衆国憲法の中では、Compactに関する唯一の記述部分である。言い換えると、州はTreatyを締結することはできないが、AgreementとCompactについては、議会の同意があれば締結することができる事になる。合衆国憲法からわかる事は、Compactが州同士や州と外国間の契約の際に使用されることを想定しているということである。これらを踏まえると、Compactとは、州間や州と国家の間で取り交わされる契約ができる。例えば、領事館の設置、最恵国待遇、税関、貿易等は政治的な内容になるため、Compactでは扱えないことになる<sup>42</sup>。合衆国憲法におけるCompactと「米琉コンパクト」を照らし合わせると、ペリーは琉球については「日本あるいは中国に従属しながらもある程度の主権を持っている」と考え、アメリカにおけるStateに置きかえることでCompactという名称で調印した可能性は十分に考えられる。

ペリーは1854年7月19日には次のように報告している<sup>43</sup>。

I also entered into a Compact with the royal authorities, which binds the government and people of Lew-Chew to treat with kindness and friendship all Americans visiting the ports of the island, to supply them with whatever they may need, and to succor and protect all shipwrecked persons who may be thrown ashore upon any part of the kingdom; to establish pilots, &c.

(また、私は王府当局とCompactを結びました。そのCompactとは、琉球政府と人々が、島の港を訪れるすべてのアメリカ人を親切に友好的に扱い、彼らが必要とするあらゆるものを供給し、王国のどこかに漂着したすべての難破者を助け、保護すること、水先案内人を設置すること、などを定めています。)

この記録によると、Compactという名称はペリーの帰国後に米国議会の承認の段階で付けられたのではなく、ペリーが自ら選択してその名称にしていることがわかる。こうしてTreatyではなくCompactという簡易的な契約ではあったが、ペリーの遠征は「日米和親条約」による日本の開港、「米琉コンパクト」による日本の周辺にある小さな島々（琉球）の補給港・避難港としての開港、この2点についてある程度の成果を収めたことになった。先述したように、ペリーが琉球との契約でTreatyを使用しなかった背景には、中国との関係を理由に自らをindependent nationとする内容を避けるよう求めた琉球の対応が大きく関与している。またペリー自身もそのような琉球の反応を見て、これまでのよう威嚇して自身の主張を通すことはなかった。このことは、ペリーの琉球に対する知識が完全なものではなく、ひいてはアジアにおける宗主国と従属国に対する認識不足が深く関係していることを物語っている。

## 5. おわりに

ペリーの帰国後、「米琉コンパクト」は批准書が交換されることなくその影を潜めた。再びアメリカで注目されたのは、調印から18年後の日本による琉球藩設置がきっかけであった（1872年）。1872年から1879年の間、米国駐日公使のデロング（Charles E. DeLong）とビンガム（John A. Bingham）らによって、「米琉コンパクト」の扱いについて明治政府へ照会が行われた<sup>44</sup>。アメリカは条約として不完全なままの「米琉コンパクト」を日米関係に組み込むことで、労せずして琉球に対する権利の獲得を狙つたのである。当然ながら、日本の方的な琉球併合に異議を申し立てることも選択肢にはあったはずである。しかし、琉球を独立した主権国家として扱うには、「米琉コンパクト」ではあまりにも根拠としては不十分であった。つまり、アメリカが琉球併合の是非には触れず、「米琉コンパクト」の扱いについてのみ照会した背景には、ペリーがTreatyではなくCompactとして調印せざるを得なかつたことが深く関係していたのである<sup>45</sup>。

その後、1880年8月18日、グラントの介入<sup>46</sup>によって、日清間で琉球問題に関する交渉が正式に始まった。いわゆる分島改約交渉である<sup>47</sup>。約2ヶ月間で計8回の交渉の場が設けられ、分島と改約について一応の最終案が双方で妥結された。しかしながら、交渉を担当した総理各國事務衙門の分島改約案が上奏されると、清朝内で調印の可否について議論が巻き起こり、結果として再度日本側と調整することで決定した<sup>48</sup>。その後も何度も琉球問題について日清間で非公式の会談がもたれたが、両者の要求は平行線のまま着地点は見つからずに日清戦争を迎

えた。

本稿では、アメリカ側の史料に明記されているCompactという史実に注目し、ペリーがCompactを選択した背景を明らかにした。この点については、これまで先行研究ではほとんど触れられてこなかつたばかりではなく、琉球の歴史を明らかにしていく過程の中でCompactが主権国家間の「条約」としてその姿を書き換えられ、現代における歴史認識に影響を与えてきたことは否めない。アメリカ外交の全体像から同年代における各国との条約を相対的にみた時、「米琉コンパクト」の歴史的経緯を置き去りにして「琉米修好条約」や「琉米条約」と翻訳することは、琉球の歴史の特異性を歴史の闇に埋没させてしまう恐れがある。アメリカ外交からみた「米琉コンパクト」の検証は、ただ単純にTreatyやConventionとの法的効力を比較する研究ではない。ペリーが琉球と「Treaty（条約）」ではなく「米琉コンパクト」を締結せざるを得なかつたという史実は、アメリカひいては西欧的な国家観や国民観とアジアにおける宗主・従属性の価値観との「衝突」が具現化されたものと言える。「米琉コンパクト」は、①外交や通商のような国益に関わるTreatyではなく、短期的かつ当事者間の狭い範囲での特定の利益に関わるCompactであったこと、②前文がなく、“two nations”という表現がないこと、③批准書交換の記録がないこと、④19世紀のアメリカ外交におけるシャム、中国、日本との条項形式とは明らかに異なること、⑤19世紀のアメリカ外交においてCompactという名称は唯一無二の名称であったこと、以上の5点から考えると、「米琉コンパクト」がその4ヶ月前に調印された日米和親条約、あるいはシャムや中国、さらには19世紀に締結されたその他の条約とは明らかにその性質を異にしていることがわかる。

「米琉コンパクト」の調印という一つの史実は、琉球がペリーに対して自らの意見を主張し、結果として「Treaty（条約）を結ばせなかつた」ということが非常に重要な意味を持っている。決してペリーが日本との比較の上で琉球の扱いを軽んじたわけではない。西欧的な価値観に基づいたペリーからの一方的な要求に対して、琉球は自らの意志で対抗し、ペリーからCompactという一種の妥協案を引き出した。19世紀という時代は、西欧の外交ルールがアジアに参入することで、さまざまな衝突が起り、その都度調整が行われてきた。その中でも「米琉コンパクト」は、アメリカにおける対琉球認識が露呈されたものとして検討されるべき重要な事例であろう。

<sup>1</sup> 一般的に日本国内の先行研究では「琉米条約」や「琉米盟約」「琉米修好条約」「琉米協約」の名で知られている。本稿では、アメリカ側の史料に「Compact」として記録されていることに鑑み、19世紀のアメリカ外交におけるCompactとTreatyやConventionの違いを分析し、その違いの意味を明らかにすることが一つの目的であるため、既存の名称ではなく「米琉コンパクト」と称する。なお、ペリーが琉球との交渉を主体的かつ威圧的に進めたことから「米琉」という形を取り、また19世紀のアメリカ外交においてCompactを結んだ相手が琉球のみであったことから、翻訳の限界と挑戦の意味を込めて、外来語としての「コンパクト」をそのまま使用することにする。

<sup>2</sup> 例えは代表的なものに、大熊良一『異国船琉球来航史の研究』(鹿島出版会、1971年)、上原兼善『黒船来航と琉球王国』(名古屋大学出版会、2020年)、真栄平房昭「十九世紀の東アジア国際関係と琉球問題」(『アジアから考える [3] 周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年)、岡部敏和「米国ペリー艦隊の琉球来航と琉球「開国」問題-「琉米約定」をめぐる琉球王府・薩摩藩間交渉を中心に-」(『明治維新史研究』9、2013年)、豊見山和行「琉球王国末期における対外関係-琉米・琉仏条約締結問題を中心に-」(『歴史評論』603号、2000年)等がある。

<sup>3</sup> 例えは、上原前掲書「琉米条約」pp.215-218、真栄平前掲論文「琉米修好条約」p.252、岡部前掲論文「琉米約定」p.20、山下重一「琉米修好盟約」p.93(『琉球・沖縄史研究序説』御茶の水書房、1999年)、新垣毅「琉米修好条約」p.20(『沖縄の自己決定権—その歴史的根拠と近未来の展望』高文研、2015年)、緒方修「琉・米条約」p.218(『青い眼の琉球往来—ペリー以前とペリー以後』芙蓉書房出版、2017年)、今津浩一「米国・琉球条約」(『ペリー提督の機密報告書—コンフィデンシャル・レポートと開国交渉の真実』ハイデンス、2007年)、山口栄鉄「琉米条約」p.135(『異国と琉球』榕樹書林、1999年新装版)、御手洗昭治「琉米条約」pp.188-189(『サムライ異文化交渉史』ゆまに書房、2007年)、高良倉吉「琉米修好条約」p.11(「解題」『沖縄県史料 前近代3 ペリー来航関係記録2』沖縄県沖縄史料編集所編、1984年)等がある。このように先行研究ではペリーと琉球側代表のCompactについては、いまだ邦訳の名称さえも一致していない。最近の研究では、ティネッロ・マルコ『世界史からみた「琉球処分』(榕樹書林、2017年)において「琉米修好条約」が琉球処分になぜ影響を与えたのか等について論じているが、Compactを日米和親条約のように「条約」と看做している点では従来の先行研

究と変わらない。

<sup>4</sup> 大熊前掲書では「琉米盟約書」「琉米修好約条」「琉球合衆国約条」といくつかの名称を使用しており、「本文もまた修好条約の形をとっていないことに注目されなければならない」(p.194)として指摘している。さらに御手洗前掲書では「琉米条約」という語について、「同等ではない二組、または二国間で交わされる『契約』や『約束事』を意味する“Compact”であり、同等の力関係にある国々の間で調印される、いわゆる『条約』“Treaty”ではないという点」(p.188)に注意すべきとしている。照屋善彦は「幕府との取り決めは対等国としての条約(treaty)であり、琉球王府との取り決めは一応王府の主体性を認めながらも条約の形式をとらずに協定(compact又はconvention)となっており、本文自体も修好条約の形を取っていない。ただし本協定は全権大使であるペリーによって調印され、一八五五年三月九日には米政府によって批准されているので、条約と同じ効力を有した。」(pp.586-587)と指摘している(『沖縄県史別巻 沖縄近代史辞典』沖縄県教育委員会編、1989年復刻)。

<sup>5</sup> 全三巻で構成されており、その内の第1巻については邦訳がある。土屋喬雄・玉城肇訳『ペルリ提督日本遠征記』(上・下)臨川書店、1936年、宮崎壽子訳『ペリー提督日本遠征記』(上・下)角川文庫、2014年、大羽綾子訳『合衆国海軍省編 ペリー提督日本遠征記』法政大学出版局、1953年。本稿では『遠征記』と略し、英文テキスト引用の際にはExpeditionとする。また、ペリーに関する遠征記には、他にもいわゆる「私日記」を編集したRoger Pineau(ed.), *The Japan Expedition 1852-1854: The Personal Journal of Commodore Matthew C. Perry*. Washington: Smithsonian Institution Press, 1968. (金井圓訳『ペリー日本遠征日記』(新異国叢書第II輯)雄松堂出版、1985年)がある。

<sup>6</sup> 邦訳は洞富雄訳『ペリー日本遠征隨行記』(新異国叢書8)雄松堂出版、1970年。本稿では『隨行記』と略し、英文テキスト引用の際にはJournalとする。

<sup>7</sup> *Correspondence Relative to the Naval Expedition to Japan.* として1855年にアメリカ国内で出版されている。本稿では『遠征記録』と略し、英文テキスト引用の際にはCorrespondenceとする。

<sup>8</sup> 翻訳書における「米琉Compact」の表記は次の通りである。宮崎前掲書訳「合衆国と琉球王国間の協約」p.514、神田精輝訳「合衆国と琉球王国間の條約文」p.220(『ペルリ提督琉球訪問記』国書刊行会、1997年復刊)、外間政章訳「合衆国及び琉球王国間の条約」p.413、「琉米条約」p.435(『対訳ペリー提督沖縄訪問記』研究社、1962年)、大羽前掲書訳「合衆国、琉球王国

条約」 p.369, 土屋・玉城前掲書訳「合衆国及び琉球王国間の盟約」 p.816, 洞前掲書訳「琉米和親交易条約」 p.407.

<sup>9</sup> Correspondence, Mr. Conrad to Mr. Kennedy. November 5, 1852. pp.4-9; 先行研究では, G.H.Kerr 著, 山口栄鉄訳『沖縄 島人の歴史』(勉誠出版, 2014年) pp.374-377に詳しい。

<sup>10</sup> 山里勝己「ペリー提督100年の夢：トラベルライティングとしての『アメリカ艦隊遠征記』」(『環太平洋地域文化研究』No.2, 2021年) を参照。

<sup>11</sup> 1852年以前, アメリカは一般的にTreatyかConventionの名称で各国と条約を締結している。唯一, 1847年のオルデンブルグ(Oldenburg)については, Declaration(宣言)で締結している。その後, 1871年には正式にドイツ帝国の構成国の一つとなった。

<sup>12</sup> そのため, ペリーはアメリカが1844年に中国と締結した既存の望厦条約を日本との交渉の際に参考にした。

<sup>13</sup> Correspondence, Commodore Perry to Secretary of the Navy. December 14, 1852. pp.12-14.; Expedition, p.85. 邦訳については宮崎訳, 前掲書(上), pp.206-211. を参照。

<sup>14</sup> 宮崎訳, 前掲書(上), pp.207.

<sup>15</sup> Correspondence, Mr. Everett to Commodore Perry. February 15, 1853. pp.14-15; Expedition, p.87. 邦訳については宮崎訳, 前掲書(上), pp.234-235. を参照。

<sup>16</sup> 山里勝己, 前掲論文, p24. なお, ペリーの対琉球認識とアメリカ史における「コンタクトゾーン」の視点や“natives”という発想の着眼点については, 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の山里勝己教授から貴重なご教示を賜った。ここに記して感謝を申し上げます。

<sup>17</sup> Correspondence, Commodore Perry to Dobbin. December 24, 1853. pp.80-81.

<sup>18</sup> Correspondence, Commodore Perry to Dobbin. January 25, 1854. p.109.

<sup>19</sup> Correspondence, Dobbin to Commodore Perry. May 30, 1854. pp.112-113. 1853年3月4日に米国大統領はミラード・フィルモア(Millard Fillmore)からフランクリン・ピアース(Franklin Pierce)にかわり, 海軍長官も同様にケネディからジェイムズ・ドビンにかわっている。

<sup>20</sup> 山里勝己, 前掲論文, p.24.

<sup>21</sup> Correspondence, Commodore Perry to Dobbin. March 20, 1854. p.129; Expedition, p.363. 邦訳は宮崎訳, 前掲書(下), pp.203-207.

<sup>22</sup> 興味深いことに『隨行記』には, “As Loochoo is a distant frontier dependency”記録されている。日本側の史料に記録されている「琉球島属遠境」の翻訳につ

いて『遠征記』の“a very distant country”とは異なる表現で記録されている。この点については、アメリカの先行研究において, Hunter Miller(ed.), *Treaties and other international acts of The United States of America*, Vol.6, p.784. documents 152-172 1852-1855, United States Government Printing Office, Washington, 1942. において指摘されている。日本における最近の研究ではティネッロ・マルコ前掲書(2017) p.115でも指摘されている。

<sup>23</sup> Expedition, p.495, 宮崎訳, 前掲書(下), pp.513-514. なお7月8日の交渉記録において、英語原文には日本とのTreaty, 琉球とのCompactと明確に分けており、宮崎訳ではそれぞれ「条約」(Treaty)と「協約」(Compact)と分けて翻訳している。

<sup>24</sup> 琉球側が条約調印に反対する様子は、琉球側の史料にも残っている。「当地中朝之藩国ニテ、凡行ふ所之大事ハ中國差団を得不申候テハ難相成事候処、新規ニ他國ト親睦可致ト之約条相定印押相渡候テハ唐都合向不宜、依体ハ進貢之故障ニモ可成立」, 『琉球王国評定所文書』第7巻, p.589. 先行研究では岡部前掲論文, p.19, 上原前掲書, p.211. を参照。

<sup>25</sup> 「米琉コンパクト」は英文・漢文の全7項目で構成され、本文には主にアメリカ船舶が琉球に来訪した際の「琉球側の義務」(一. 米国人を常に優遇し、必要なものについては官民間わず適正価格で販売すること、一. 薪水を適正価格で販売すること、一. 米国船難破時には救命すること、一. 米国人に対する妨害・尾行・監視を禁止するが、不法行為の発生時にはその者を逮捕し米国船船長へ報告すること、一. 泊村にあるアメリカ人の墓地を保護すること、一. 水先案内人が停泊地まで安全に誘導すること、一. 停泊時には薪水を適正な値段で提供すること)が明文化されている。原本は米国国立国会図書館と外務省外交史料館〔日本〕に所蔵されている。『琉球王国評定所文書』第14巻, (pp.519-520) には漢文版が記録されている。

<sup>26</sup> *Treaties, Conventions, International Acts, Protocols and Agreements between The United States of America and Other Powers 1776-1909*. Vol.1, p.996, Washington Government Printing Office 1910. (以下, Treatiesと略記する)

<sup>27</sup> Treaties, Vol.2, p.1626,

<sup>28</sup> Treaties, Vol.1, p.196,

<sup>29</sup> Treaties, Vol.1.

<sup>30</sup> ドイツ語の史料を調査したわけではないため、これらの地域がどのような経緯でドイツに編成されていったのか詳細は不明である。ドイツ語史料の調査・分析は今後の課題とする。

<sup>31</sup> Expedition, p.495, 宮崎訳, 前掲書(下), pp.513-514.

<sup>32</sup> ティネッロ・マルコ前掲書（2017）では、アメリカ・フランス・オランダの三ヶ国が琉球と「条約を締結した」との前提の下、「なぜ琉球の独立性を示すことができるはずであったこれらの『三条約』が、明治政府による琉球併合の障壁とならなかったのか」（p.230）と問い合わせ立て、「特にアメリカとフランス政府は、琉球が条約を締結したことを理由に両政府の援助を求めたにもかかわらず、日本との関係を維持するためには、明治政府がとった琉球併合政策を黙認することを選択したのである」（p.297）と分析している。しかし、アメリカが「Compact」として調印及び批准したことが考慮されておらず、さらに琉球側で批准されたかどうか、アメリカと琉球の間で批准書の交換がなされたかどうか、批准さえされていないフランスとオランダについて「条約締結」と看做すことができるのかどうか、日本とどのような関係を維持しようとしたのか等については検証されていない。つまりところ、琉球が条約締結国としてアメリカに援助を求めたこと、アメリカが琉球を条約締結国として認識していたかは別問題である。

<sup>33</sup> 『遠征記』（pp.495-496）や『遠征記録』（pp.174-175）では、「米琉コンパクト」原本を忠実に記録し、段落で分けている。しかしながら、例えば上原前掲書（pp.215-218）、ティネッロ・マルコ前掲書（pp.78-80）、豊見山前掲論文（p.34）では「第一条・・・第二条・・・」と扱っており、条項形式に書き換えられている。なお、土屋・玉城前掲翻訳書では「盟約」を段落で分けており、宮崎前掲翻訳書では「協約」を段落で分けている。ただし、『隨行記』では「treaty」「Agreement」を条項形式で記載し、洞前掲翻訳書では「琉米和親交易条約」「協約」を条項形式で扱っている。

<sup>34</sup> Hunter Miller(ed.), *Treaties and other International Acts of the United States of America*, Vol.6, p.440, United States Government Printing Office Washington, 1933.

<sup>35</sup> Hunter Miller(ed.), *Treaties and other International Acts of the United States of America*, Vol.3, p.755.

<sup>36</sup> Hunter Miller(ed.), *Treaties and other International Acts of the United States of America*, Vol.4, p.559.

<sup>37</sup> ティネッロ・マルコ前掲書（2017）では、この箇所について「琉球人とアメリカ人の間に『和睦』、すなわち『和親』の関係が結ばれたので、琉球も日本のように『和親』関係の時期に入った」（p.80）と解釈し、これまでの「琉米修好条約」という名称を踏襲している。

<sup>38</sup> 原文は米国国立国会図書館所蔵。

<sup>39</sup> Correspondence, July 18,1854. Commodore Perry to the Secretary of the Navy. p.168.

<sup>40</sup> 興味深いことに、アメリカ大統領の批准書には

kingdomという記載はないが、『遠征記』（p.495）には“Compact between the United States and the kingdom of Lew Chew, signed at Napha, Great Lew chew, the 11<sup>th</sup> day of July, 1854.”という名称で記録されている。本来、ペリーは琉球をkingdomとして扱って条約を調印する予定であった。先述したように、主権国家同士の条約（Treaty）調印を希望するペリー、一方でそれを拒否する琉球との折衷案がCompactという形で残された。琉球側にも残る「米琉コンパクト」原本にはkingdomという記載を避けたが、アメリカ国内向けの記録や報告書にはそのまま残ったと考えられる。

<sup>41</sup> 邦訳については、北脇敏一／山岡永知『新版・対訳アメリカ合衆国憲法』（国際書院、2002年）から引用。pp.33-35.

<sup>42</sup> Herbert H.Naujoks, “Compacts and Agreements Between States and Between States and a Foreign Power,” *Marquette Law Review*, vol.36, Issue 3 Winter 1952-1953. pp.219-247. Abraham C.Weinfeld, “What did the framers of the federal constitution mean by “Agreements or Compacts”?”, “The University of Chicago Law Review, Vol.3, No.3 (Apr., 1936), pp.453-464. *Constitution Annotated*: [https://constitution.congress.gov/browse/essay/artI\\_S10\\_C3\\_3/](https://constitution.congress.gov/browse/essay/artI_S10_C3_3/)

<sup>43</sup> Correspondence, Commodore Perry to Dobbin. July 19. 1854. pp.169-170.

<sup>44</sup> 「琉球併合ニ際シ米国琉球間條約ニ関シ照会ノ件」米国公使ヨリ副島外務卿宛（『大日本外交文書』5巻），pp.385-386. / 「琉球ト日本トノ間ニ新規取極出来ノ有無竝ニ右取極ノ琉球米国間ノ條約ニ対スル影響照会ノ件」米国公使ヨリ寺島外務卿宛（『大日本外交文書』9巻），pp.474-475.

<sup>45</sup> この点に関する史料の紹介及び経緯については、Hunter Miller, Vol.6(1942) すでに周知のとおりである。約80年前の米国の先行研究において、すでにCompactと琉球併合をめぐる日米外交及び米国国内の政策が明らかにされている。

- ① 1872年11月6日(Mr.De Long to Mr.Fish : 寺島宗則外務卿がCompactを継承することを宣言したと伝える), FRUS, 1873, Vol.1, No.244, pp.553-555を参照; Hunter Miller, op. cit., p.784; ティネッロ・マルコ前掲書（2017），pp.239-242で言及。
- ② 1872年12月18日 (Mr.Fish to Mr.De Long : Compactが継承されるべき正当性を述べる), Diplomatic Instructions, Japan, Vol.2, No.137, pp.32-33; FRUS, 1873, Vol.1, No.247, p.564を参照; Hunter Miller, op. cit., p.784; ティネッロ・

マルコ前掲書（2017），pp.242-244で言及。

- ③ 1875年4月8日/5月30日(Mr.Avery to Mr.Fish: 駐清日本公使からの来清琉球人に関する情報を報告する)，FRUS, 1875, Vol.1, No.153, April 8, 1875, pp.313-316; FRUS, 1875, No.158, May 30, 1875, pp.331-332を参照；Hunter Miller, op. cit., pp.784; ティネッロ・マルコ前掲書（2017），pp.254-258で言及。
- ④ 1875年7月29日(Mr.Fish to Mr.Bingham:Compactが維持されるように確認するよう指示)，Diplomatic Instructions, Japan, Vol.2, No.164, July 29, 1875, pp.274-275を参照；Hunter Miller, op. cit., pp.784-785; ティネッロ・マルコ前掲書（2017），p.258で言及。
- ⑤ 1878年9月2日(Mr.Bingham to Mr.Evarts:同年8月19日に琉球三司官から受け取った救国請願書の内容，琉球併合が米国の国益と衝突するという見解を報告)，Diplomatic Despatches, Japan, Vol.38, No.844, September 2, 1878を参照；Hunter Miller, op. cit., pp.753-754; ティネッロ・マルコ前掲書（2017），pp.270-275で言及。
- ⑥ 1878年10月9日(Mr.Seward to Mr.Bingham:琉球併合に対しては日本に抗議をしないように指示する)，Diplomatic Instructions, Japan, Volume.2, No.380, October 9, 1878, pp.455-458を参照；Hunter Miller, op. cit., p.785; ティネッロ・マルコ前掲書（2017），pp.275-278で言及。

なお，FRUSについては<https://history.state.gov/historicaldocuments/ebooks> (Office of the Historian), <https://search.library.wisc.edu/digital/AFRUS> (University of Wisconsin-Madison Libraries) のサイトで閲覧できる。FRUSに所収されていない史料については，*Diplomatic Instructions of the Department of State 1801-1906 Japan.* (The National Archives, Washington:1946/No.77 Roll.104-105) 及び*Despatches From United States Ministers to Japan.* (The National Archives, Washington:1949/No.133 Roll.1-82) の史料で確認できる（[日本]国立国会図書館議会官庁資料室所蔵：マイクロフィルム）。

<sup>46</sup> 最近のグラントの介入に関する研究には，箱田恵子「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」（『史窓』77, 京都女子大学史学会, 2020年），ティネッロ・マルコ前掲書（2017），第三部第二章第三節「グラント調停の再考察」，pp.282-295; ティネッロ・マルコ「グラント調停の視点から「琉球処分」をみる」（『沖縄文化』124号, 2021), p.8.がある。

<sup>47</sup> 我部政男『明治国家と沖縄』三一書房, 1979年, pp.126-133. 山下重一前掲書, pp.205-214.西里喜行『清末中琉

日関係史の研究』京都大学学術出版会, 2005年, pp.352-360. 植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」（『東洋文化研究所紀要』2, 1951年），pp.189-191.に詳しい。

<sup>48</sup> 西里前掲書, pp.366-389. 拙稿「日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題—井上馨・李鴻章の対外政策を中心にして—」（『沖縄文化研究』37, 2011年）を参照。

## 参考文献（注記したものは除く）

坂野正高『現代外交の分析—情報・政策決定・外交交渉』東京大学出版会, 1971年.

岡本隆司『属国と自主のあいだ—近代清韓関係と東アジアの命運—』名古屋大学出版会, 2004年.

與那霸潤『翻訳の政治学 近代東アジアの形成と日琉関係の変容』岩波書店, 2009年.

川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会, 2004年.

ブルース・アッカマン著／川岸令和他監訳『アメリカ憲法理論史：その基底にあるもの』北大路書房, 2020年.

\* 本研究はJSPS科研費 18K12489（「明治期における条約改正交渉と「琉球処分」政策のトランクションナルな連動性」若手研究／研究代表者：山城智史）の助成を受けたものである。